

鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトについての取扱い

「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が制定(平成 22 年 4 月 1 日施行)されたことを受け、鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトを申込される場合の取扱いを以下のとおり定めましたので、お知らせいたします。

1. 取扱い

- 鹿児島県内に風力発電設備を建設予定のプロジェクトについては、風力連系申込書提出時に鹿児島県から適合と判断された通知(以下「適合通知」という)(写)を併せて提出していただきます。提出がない場合は、事前審査で失格といたします。

2. 平成 22 年度の暫定措置

- 平成 22 年度風力発電系統連系受付においては、ガイドラインが施行された 4 月から「風力連系申込書」の提出締切までの期間が短いことから、1 によらず以下のとおり取扱うこととします。
 - ・ 平成 22 年 6 月 23 日(予定)までに「協議書」(写)(鹿児島県に提出したものの写)を提出していただきます。提出がない場合は、失格といたします。
 - ・ 平成 22 年 11 月 9 日(予定)(優先順位上位プロジェクトの契約意思確認書提出期限)までに「適合通知」(写)を提出していただきます。提出がない場合は、失格といたします。

(参考)「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」の概要

目的	・ 鹿児島県内における風力発電施設の建設等に当たって事業者が遵守すべき基準や調整手順を示し、景観上の影響を未然に防止することを目的として、ガイドラインを制定。
対象	・ 出力規模の合計が 1,000kW 以上の風力発電施設
基準	・ 風力発電施設の建設地の選定に当たり、事業者は、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮。 ・ 風力発電施設の建設等に当たり、事業者は、主要な眺望景観、地域固有の景観を阻害しないよう配慮。また、周囲の景観との調和を図り、山の稜線を乱さないよう留意。
手続	・ 事業者は、風力発電施設の建設等に当たり、鹿児島県に協議書を提出のうえ、景観上の影響予測について協議。 ・ 鹿児島県は、基準への適合性を審査のうえ、審査結果を事業者へ通知。

1 詳細については、鹿児島県のホームページをご参照ください。

(<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/chiiki/keisei/torikumi/keikangaidorain.html>)

2 ガイドラインの内容に関するお問合せについては、以下までお願いいたします。

(お問合せ先)

鹿児島県企画部地域政策課地域振興係

電話番号：099 - 286 - 2428

メールアドレス：rdpcs@pref.kagoshima.lg.jp